

# 第 13 回

## 芽室町農業委員会総会議事録

令和 6 年 7 月 1 9 日 開会

芽室町農業委員会



●日時

令和 6年 7月19日(金) 15時30分～15時59分

●場所

芽室町役場 2階 会議室7・8

●議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名
- 日程第2 報告第1号 農地法第4条の規定による許可報告の件
- 日程第3 報告第2号 農地等移動適正化あっせん報告の件
- 日程第4 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件
- 日程第5 議案第2号 農地法第5条の規定による意見聴取の件
- 日程第6 議案第3号 農業経営基盤強化促進法法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第3条第2項の規定による農用地買入協議要請の件
- 日程第7 議案第4号 農業経営基盤強化促進法法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条の規定による農用地利用集積計画決定の件

---

●出席委員

1番 島部 亨	2番 平林 浩哉	3番 中捨 雅裕	4番 嶋崎 敏文
5番 野澤 修治	6番 盛田 義政	7番 山川 直孝	8番 小林 幸雄
9番 土屋 克彦	10番 松久 和明	11番 珠玖 春美	12番 鳥本 和則
13番 高橋 仁	14番 栗野 秀明	16番 道下 勇治	17番 横溝 勲

---

●欠席委員

---

●委員会に参加した者

事務局長 藤野 元成

事務局次長(兼)農地振興係長 土田 雅敏

---

●議事録署名委員

12番 鳥本 和則 13番 高橋 仁

(15時30分 開会)

### ●日程第1 議事録署名委員の指名

○議長（島部会長） 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。それでは、芽室町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員に、12番 鳥本委員、13番 高橋委員を指名します。以上で日程第1を終わります。

### ●日程第2 報告第1号 農地法第4条の規定による許可報告の件

○議長（島部会長） 次に、日程第2 報告第1号 農地法第4条の規定による許可報告の件を議題とします。それでは、番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 報告第1号 農地法第4条の規定による許可報告の件。次の件について、許可したので報告する。

【番号1番】土地の所在は、芽室町毛根北8線外合計2筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積854.95㎡です。本申請は、農機具格納庫1棟の新築及び作業場の設置（永久転用）のため、申請されたものです。令和6年7月1日付で許可しています。

○議長（島部会長） ただ今の報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 特に発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

### ●日程第3 報告第2号 農地等移動適正化あっせん報告の件

○議長（島部会長） 次に、日程第3 報告第2号 農地等移動適正化あっせん報告の件を議題といたします。

○議長（島部会長） それでは、道下あっせん委員長より、あっせんの結果について報告をお願いします。

○16番（道下委員） 16番道下です。農地等移動適正化あっせん報告の件。農業委員会等に関する法律第6条第2項の規定に基づく農地等移動適正化あっせんの結果について報告する。7月10日にあっせん委員会を開催しました。あっせん委員に、平林委員、中捨委員、小林委員、土屋委員、高橋委員、そして私道下、事務局から藤野局長、土田次長が出席しています。当日は、9時30分より役場庁舎2階会議室7において、事前の協議会を開催し、申出状況等の説明を受けました。その後、現地調査を行い、13時30分よりあっせん委員会を開催しました。あっせんの結果、番号2番、3番、11番、12番、13番、14番、15番、16番は売買でのあっせん成立、番号6番、7番、8番、9番は賃貸借でのあっせん成立となりました。また、番号1番、4番、5番、10番については、資金調達等に時間を要するためあっせん不成立となりました。あっせん内容の詳細については、総会議案をご覧ください。

○議長（島部会長） ただ今、道下あっせん委員長より説明のありました報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 特に発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

---

●日程第4 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件

○議長（島部会長） 次に、日程第4 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件を議題といたします。

○議長（島部会長） それでは、番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件。次の者から農地法第18条第6項の規定による通知書の提出があったので審議を求める。

【番号1番】土地の所在は、芽室町北伏古南6線、公簿・現況地目とも畑、面積7,589㎡です。賃貸借の合意解約があり、農地法第18条第6項の規定により通知されたもので、合意解約の成立日、土地の引渡しの時期は令和6年6月30日となっております。詳細については、議案書をご覧ください。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号1番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決を行います。番号1番について通知書のとおり承認することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものとの認め、番号1番につきましては、原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 次に、番号2番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田）

【番号2番】土地の所在は、芽室町北伏古南6線外合計2筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積13,382㎡です。賃貸借の合意解約があり、農地法第18条第6項の規定により通知されたもので、合意解約の成立日、土地の引渡しの時期は令和6年6月30日となっております。詳細については、議案書をご覧ください。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号2番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決を行います。番号2番について通知書のとおり承認することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものとの認め、番号2番につきましては、原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 以上で、議案第1号を終わります。

---

●日程第5 議案第2号 農地法第5条の規定による意見聴取の件

○議長（島部会長） 次に、日程第5 議案第2号 農地法第5条の規定による意見聴取の件を

議題といたします。それでは、番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第2号 農地法第5条の規定による意見聴取の件。次の者から農地法第5条の規定による許可申請があったので審議を求める。

【番号1番】土地の所在は、芽室町平和西15線外合計2筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積17,560㎡です。本申請は、土砂採取及び起伏調整のための一時転用です。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 道下委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○16番（道下委員） 16番道下です。申請地は、傾斜地ですが、土砂採取を伴う起伏調整により、優良農地になることが見込まれています。また、周辺地域からの理解もあることから、問題のない案件と思われれます。

○議長（島部会長） これより質疑に入ります。番号1番について、ご意見・ご質問はありますか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決を行います。番号1番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、番号1番について、原案のとおり決定いたします。なお、番号1番につきましては、北海道農業会議に意見聴取し、北海道農業会議から「許可相当」の回答があり、準備が整いしだい、芽室町農業委員会会長専決規程第2条第4号の規定により許可書を交付することとします。

○議長（島部会長） 次に、番号2番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田）

【番号2番】土地の所在は、芽室町北芽室北4線外合計4筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積11,792㎡です。本申請は、砂利採取及び基盤整備のための一時転用です。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 高橋委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○13番（高橋委員） 13番高橋です。貸人が借人へ請負し、砂利採取及び基盤整備を行っています。また、周辺地域からの理解もあることから、問題のない案件と思われれます。

○議長（島部会長） これより質疑に入ります。番号2番について、ご意見・ご質問はありますか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決を行います。番号2番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、番号2番について、原案のとおり決定いたします。なお、番号2番につきましては、北海道農業会議に意見聴取し、北海道農業会議から「許可相当」の回答があり、準備が整いしだい、芽室町農業委員会会長専決規程第2条第4号の規定により許可書を交付することとします。

○議長（島部会長） 以上で、議案第2号を終わります。

**●日程第6 議案第3号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第3条第2項の規定による農用地買入協議要請の件**

○議長（島部会長） 次に、日程第6 議案第3号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第3条第2項の規定による農用地買入協議要請の件を議題とします。それでは、番号1番から番号3番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第3号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第3条第2項の規定による農用地買入協議要請の件。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第3条第2項の規定に基づき、次の農用地について、公益財団法人北海道農業公社による買入が必要と認められるので、芽室町に対し買入協議を行うよう要請することについて審議を求めます。

【番号1番】土地の所在は、芽室町新朝日、公簿・現況地目とも畑、面積48,993㎡です。

【番号2番】土地の所在は、芽室町北芽室北2線外合計20筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積81,386㎡です。

【番号3番】土地の所在は、芽室町芽室南5線外合計2筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積44,974㎡です。

○議長（島部会長） 次に、道下あっせん委員長より経過について、説明願います。

○16番（道下委員） 16番道下です。7月10日にあっせん委員会を開催しました。あっせん委員に、平林委員、中捨委員、小林委員、土屋委員、高橋委員、そして私道下、事務局から藤野局長、土田次長が出席しています。当日は、9時30分より役場庁舎2階会議室7において、事前の協議会を開催し、申出状況等の説明を受けました。番号1番、2番、3番について協議の結果、資金調達等に時間を要するため、あっせん不成立となり、公益財団法人北海道農業公社による買入が必要となりました。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号1番から番号3番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて番号順に採決を行います。はじめに番号1番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、番号1番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に番号2番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、番号2番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に番号3番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、番号3番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 以上で、議案第3号を終わります。

---

**●日程第7 議案第4号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定による農用地利用集積計画決定の件**

○議長（島部会長） 次に、日程第7 議案第4号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定による農用地利用集積計画決定の件を議題とします。それでは、整理番号14番から整理番号25番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第4号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定による農用地利用集積計画決定の件。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定により、芽室町より決定を求められた次の農用地利用集積計画について、議決を求める。

【整理番号14番】土地の所在は、芽室町新朝日外合計2筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積25,491㎡を売買するものです。

【整理番号15番】土地の所在は、芽室町芽室北1線、公簿・現況地目とも畑、面積403㎡を売買するものです。

【整理番号16番】土地の所在は、芽室町西士狩北4線外合計9筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積66,813㎡を賃貸借するものです。

【整理番号17番】土地の所在は、芽室町西士狩北4線外合計5筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積15,138㎡を賃貸借するものです。

【整理番号18番】土地の所在は、芽室町西士狩北6線外合計5筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積53,821㎡を賃貸借するものです。

【整理番号19番】土地の所在は、芽室町西士狩北6線外合計3筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積17,628㎡を賃貸借するものです。

【整理番号20番】土地の所在は、芽室町芽室南5線、公簿・現況地目とも畑、面積24,383㎡を売買するものです。

【整理番号21番】土地の所在は、芽室町芽室南6線外合計4筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積50,317㎡を売買するものです。

【整理番号22番】土地の所在は、芽室町芽室北4線外合計2筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積8,655㎡を売買するものです。

【整理番号23番】土地の所在は、芽室町芽室南6線、公簿地目は宅地、現況地目は畑、面積3,924.87㎡を売買するものです。

【整理番号24番】土地の所在は、芽室町美生5線外合計4筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積57,947㎡を売買するものです。

【整理番号25番】土地の所在は、芽室町美生6線、公簿・現況地目とも畑、面積16,803㎡を売買するものです。

○議長（島部会長） これより、質疑を行います。整理番号14番から整理番号25番について、



ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて、番号順に採決を行います。はじめに、整理番号14番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号14番については原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 次に、整理番号15番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号15番については原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 次に、整理番号16番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号16番については原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 次に、整理番号17番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号17番については原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 次に、整理番号18番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号18番については原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 次に、整理番号18番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号18番については原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 次に、整理番号19番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号19番については原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 次に、整理番号20番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号20番については原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 次に、整理番号21番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号21番については原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 次に、整理番号22番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号22番については原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 次に、整理番号23番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号23番については原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 次に、整理番号24番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号24番については原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 次に、整理番号25番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号25番については原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 以上で議案第4号を終わります。

---

○議長（島部会長） 以上をもちまして、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） よろしいでしょうか。それでは以上をもちまして、第13回芽室町農業委員会総会を閉会いたします。

---

（15時59分 閉会）

以上、農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 6年 7月 19日

議 長（農業委員会会長）

会 議 録 署 名 委 員

会 議 録 署 名 委 員